

# 国内募集型企画旅行（周遊ツアー）取引条件説明書面

（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面）  
（旅行業法第12条の5による契約書面）  
令和3年4月1日発行

お客様控

お客様名： 様

契約前に必ずお読みください。

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は（株）トラベルプラザ（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1) ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下②を併せて「当社」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の全額を提出してお申込みいただけます。申込金は「旅行代金」「取消料」「運賃料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項（3）に定めることで旅行代金が成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預りしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金（おひとり）
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットにて定めることになります。またローンご利用の場合は異なります。※上表内の「旅行代金」とは第6項（3）の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他のお問い合わせによる旅行契約の予約申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社は予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社から申込書の提出と申込金の支払いを行つていただきます。この期間内に申込金の返却がなされないときは、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。

- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承認し、本項（1）の中込金を受領したときに成立するものとします。

但し、通信契約による旅行契約の成立は、第20項の定めによります。

- (4) 旅行参りに際し特別な運送を必要とする場合は予約お申込み時に申し出下さい。当社は可能な範囲にてこれに応じます。

- (5) 本項(4)の申込に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

## 6. 団体・グループ契約

- ①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項（6）の<2><3><4>の規程を適用します。

- ②当社は、特約を結んだ場合は除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなす。当該団体・グループによる旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

- ③契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

- ④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務ならびに義務については、何らの責任を負うものではありません。

- ⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者が契約責任者とみなします。

## 3. 申込条件

- (1) 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。

- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現地健康を損なわれておられる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用者の方など特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能な限り合理的な範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等のためにより医師の診察書を提出していただく場合があります。又、現地情報や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために必要な措置を取らせていただきます。これにかかる費用はお客様のご負担となります。

- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になつた場合は当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るために必要な措置を取らせていただきます。これにかかる費用はお客様のご負担となります。

- (5) お客様の一部台による旅行割引原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることができます。

- (6) お客様の一部台による旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定期日等の書面による連絡が必要です。

- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は自己行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

- (8) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## 4. 契約書面及び確定書面（最終旅行日程表）

- (1) 当社は第2項（3）に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。

契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

- (2) 本項（1）の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を規定して列挙した上で、契約書面をお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）をお渡しいたします。

- (3) 第2項（3）に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあつたときは、確定書面をお渡し前であつても当社は手配状況についてお問い合わせいたします。

- (4) 当社の募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項（1）の契約書面に記載するところによります。ただし、本項（2）の確定書面（最終旅行日程表）を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払い期日

- (1) 旅行代金は旅行開始日の翌日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただけます。

- (2) 基準日以降にお申込みされた場合は、申込時点または旅行開始日の指定日までにお支払いいただけます。

## 6. 旅行代金の支拂用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に往復のない場合、満12歳以上の方はおどな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、子ども代金となります。

- (2) 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数で確認ください。

- (3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告またはパンフレットに「旅行代金」として表示した金額「プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引料金として表示した金額」）をいいます。この合計金額は、第2項の「申込金」、第12項（1）の「取消料」、第13項（1）の「変遷料」、および第19項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行代金に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。別途明示する場合は旅費（普通運賃となります。）、宿泊・食事料金（入場・拝観・ガイド料）及び消費税等諸税・サービス料、空港設施使用料等。

- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

- (3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記（1）～（2）についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻金はいたしません。

## 8. 旅行代金に含まれないもの

- 第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 過去手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）

- (2) クーリング・電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う料金・サービス料。

- (3) 旅行代金の「自由行動」（自由見学）「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費

- (4) お1人部屋を使用される場合の追加代金

- (5) 希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金

- (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）

- (7) 自宅より発着するまでの交通費・宿泊費

## 9. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様からあがまぬればに当該旅行が開港・停航等の理由及び当該事由の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容での他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 10. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。

- (1) 過去手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）

- (2) クーリング・電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う料金・サービス料。

- (3) 旅行代金の「自由行動」（自由見学）「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費

- (4) お1人部屋を使用される場合の追加代金

- (5) 希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金

- (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）

## 11. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて運賃は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当たる日より前にお客様との旨を通知します。

- (2) 当社は本項（1）の定める運送機関の運賃・料金が大幅な減額がなされるときは、本項（1）の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

- (3) 第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っている場合を除き、運送・宿泊機関等の運送機関の運賃・料金が増額される場合は減額される場合、当社はその変更額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。

- (4) 当社は運送・宿泊機関等の利用により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由により当該利用料金が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

- (5) お客様の一部台による旅行割引原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることができます。

- (6) お客様の一部台による旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定期日等の書面による連絡が必要です。

- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は自己行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

- (8) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## 12. 旅行契約の解除

- 当社による旅行契約の解除は、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となるとき。

- ①旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除する場合に於いて、旅行代金の返却が適用されます。

- ②お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- ア 第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第19項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

- イ 第10項（1）の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

- ウ 天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

- エ 当社がお客様に対する旅行代金を増額されたとき。

- オ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となるとき。

- ③当社は、本項（1）の通りに旅行契約を解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料が払えないとときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用料金の変更に対する差額が発生する場合、その差額料金をそれを支払うべきときです。

- ④当社は本項（1）の通りに旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）の金額を払い戻します。

## 13. 当社による旅行契約の解除

- ①旅行開始前

- ②旅行開始後において、お客様の理由を説明して、旅行契約を解除することができます。

- ア お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになつたとき。

- イ お客様が、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

- ウ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げ妨害するおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

- （1）お客様の交換

- （2）お客様は、当社の承諾を得て旅行契約の地位を別の方に譲渡することができます。

- （3）当社が定めた用紙に所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料（一人につき1000円）とともに当社に提出していただき

提出日： 年 月 日

長野県知事登録旅行業2-286号



費用を請求する場合があります。

- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

## 14. お客様による旅行契約の解除

- (1) 旅行契約前

- ①お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社のそれぞれの営業日・営業時間に解消する旨をお申し出だした時を基準とします。

## 表：取消料

旅行契約の解除期日	取消料（ひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以前	右記日帰り旅行 さかのぼる 以外
①21日前に当たる日以前の解説 (~7ヶ月を跨ぐ)	無 料 無 料
②20日前に当たる日以降の解説 (~7ヶ月を跨ぐ)	旅行代金の 20% 無 料
③10日前に当たる日以降の解説 (~7ヶ月を跨ぐ)	旅行代金の 20% 無 料
④5日前に当たる日以降の解説 (~7ヶ月を跨ぐ)	旅行代金の 30% 旅行代金の 30%
⑤旅行開始前の解説 (~7ヶ月を跨ぐ)	旅行代金の 40% 旅行代金の 40%
⑥当日の解説 (~7ヶ月を跨ぐ)	旅行代金の 50% 旅行代金の 50%
⑦旅行開始後の解説 (~7ヶ月を跨ぐ)	旅行代金の 100% 旅行代金の 100%

【宿泊のみご予約になった場合】

予約を取次ぎされた場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して右の率による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。

宿泊当日、料金が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただけます。この場合、お申し込みの営業所で同一の旅館を予約していただけます。

宿泊のみご予約で同一宿泊施設を連泊でご予約の場合、初日（第1日目）の取消料の対象となります。

## 表：取消料（宿泊のみご予約になった場合）

旅行開始日の解説	当日前 2~	4~	6~	8~
または連泊不参加	2日前 50%	4日前 20%	6日前 無料	8日前 無料
1~14名	100%	50%	20%	無料
15~30名	100%	50%	20%	無料
31名以上	100%	50%	30%	10%

注 1) 特定期間・特定コース・宿泊施設についての取消料は、別途アントラベントに定めることによります。

注 2) 本項（1）の①の「旅行代金」とは第6項（3）の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

③お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対応して本項（1）の①の取消料が適用されます。

④お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア 第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第19項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

イ 第10項（1）の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ウ 天災地変、戦闘、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ 当社がお客様に対する旅行代金を増額されたとき。

オ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となるとき。

⑤旅行開始後において、お客様の理由を説明して、旅行契約を解除することができます。

ア 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことがあります。

イ お客様が、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められます。

ウ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は自己行動の円滑な実施を妨げ妨害するおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

（1）お客様の交換

（2）お客様は、当社の承諾を得て旅行契約の地位を別の方に譲り受けた方には、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

（3）当社が定めた用紙に所定の用紙に所定の事項を記入の

エ、お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めるとき。  
オ、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかつたとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日（お泊り旅行の場合は 3 日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ、スキーツー目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社がめらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのそれが極めて大きいとき。

キ、天災地変、戦乱、騒動、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

②お客様が第 5 項に規定する期日において旅行代金を支払わなかつたときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除了したとのします。この場合において、お客様は当社に対して、前 12 項（1）の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

## （2）旅行開始後

①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができるときがあります。

ア、お客様が病気、怪我などの不快の原因により旅行の継続に耐えられないとき。

イ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないととき、またはこれらの人または同行する他の者に対する暴言または暴行などによる団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるととき。

ウ、天災地変、戦乱、騒動、宿泊、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となつたとき。

②当社が本項（2）の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との契約関係は、荷物に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が旅行に提供を受ける旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けない旅行サービスに係る部分に係る金額から、該当旅行サービスに対する取消料、違約料その他の料金を支払いい、またはこれがかかるべきなればならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

③当社は、本項（2）の①、ア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様の負担で出発地に戻るのに必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

## 14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第 10 項の規定により旅行代金が割減された場合には第 12、13 項の規定により旅行契約が解除された場合には、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対して当該金額を払い戻します。

## 15. 旅程の変更

（1）当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に對し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結ぶ場合にはこの限りではありません。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ない状況があると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。但し、本項（6）の個人旅行の中止を除きます。

②前述の措置を講じてもいかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程に相違ないものとなるよう努めます。

（2）お客様は、旅行開始後旅行終までの間に就いて団体で行動していくべきときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従つてください。

## 16. 当初の責任及び免責事項

（1）当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行業者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に對して通知があったときにあります。

（2）例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社が本項（1）の責任を負ひ得ないます。ただし、当社又は当社の手配代行業者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、騒動、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故

⑥食事

⑦盗難

⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれによつて生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

（3）当社は、手荷物について生じた本項（1）の損害について、同額の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に對して通知があったときに限り、お客様お一人につき 15 万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

## 17. お客様の責任

（1）お客様の故意又は過失、法務、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当該契約の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様が負担する賠償責任を負います。

（2）お客様は、募集型企画旅行条件を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務等の他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

（3）お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受けるため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 18. 旅行損害

（1）当社は第 16 項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社が旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償額等により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ突然な外來の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として 1500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円を支払います。

携行品にかかる損害保証金は、旅行者 1 名につき 15 万円をもつて限度となります。ただし、補償対象品の 1 個または 1 対についても、10 万円を限度とします。

（2）当社が第 16 項（1）の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当されます。

（3）当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を收受して実施される小旅行（オプショナルツアー）のうち、当社が主催するものについては、主催する旅行契約の一部として取り扱います。

（4）但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行かれないと旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企

画旅行参加中とはいたしません。

（5）お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハンググライダーエアラン等の他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項（1）の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

## 19. 旅程の変更

（1）当社は、次に左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①、②、③に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 16 項（1）の規定に基づく責任が発生するか認められる場合は、この限りではありません。

（2）次に掲げる事由によって更張の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

（3）当社は旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、当社の所有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方式等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者の個人データの提供の停止を希望される場合は、該当するハガレットに記載する旅行申込窓口宛に出発の 10 日前までにお申し出ください。（注：10 日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい。）

感覚の提供のお願い。（3）アンケートのお願い。（4）特典サービスの提供。（5）統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

（2）当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ会社との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ会社は、それぞれの会社の営業情報、催し物や公演等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただっこことがあります。

（3）当社は旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、当社の所有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方式等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者の個人データの提供の停止を希望される場合は、該当するハガレットに記載する旅行申込窓口宛に出発の 10 日前までにお申し出ください。（注：10 日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい。）

## 20. 旅程の変更

（1）当社は、次に左欄に掲げる事由によって更張の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

（2）お客様の便益を図るために、お客様の便益を図るために、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用等に係る便益のうち、その費用をお客様に負担いただきます。

（3）お客様の便益を図るために、お客様の便益を図るために、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用等に係る便益のうち、その費用をお客様に負担いただきます。

（4）現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーアーは旅程保証の対象ではありません。

（5）旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご連絡下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であることを認めるとときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の實に拂はずべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用をお客様の負担させさせていただきます。

（6）ご集合時間を守りして下さい。集合時間に遅れて参加できない場合の責任は一切負いません。

（7）事故をはじめとする道路交通事故その他やむを得ない事由により、一方一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による宿泊費にも応じられません。

（8）当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

（9）手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

23. 募集型企画旅行契約について

この条件書に定めない事項については当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

24. ご旅行条件

この旅行条件は、2021 年 4 月 1 日を基準としています。

旅行代金算出の基準日は、各パンフレットごとに記載しています。

（4）変更補償金の表

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率（%）
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5 3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更（変更後の等級又は設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0 2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地なる空港又は旅行終了地なる空港の異なる便への変更	
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	
8. 前各項に掲げる変更のうち契約書面のツアーやタイトルに記載があつた事項の変更	2.5 5.0

注 1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいい。

注 2「確定書面」が交付された場合は、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えてください。この表は適用します。この表は適用します。契約書面の記載内容と実際に運送機関の会社名との間に誤りがある場合は、この表は適用しません。

注 3「第 3 号又は第 4 号に掲げる変更による便の料金は運送機関が宿泊設備の利用を伴るものである場合は、1 件につき 1 件として取り扱います。

注 4「第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用できません。

注 5「第 4 号等は第 5 号もしくは第 6 号に記載する変更が 1 次車両等又は 1 台の中で複数の運送機関であっても、1 台につき 1 件として取り扱います。

注 6「第 8 号に掲げる変更については、第 1 号から第 7 号までを適用せず、第 8 号によります。

20. 通信契約により、旅行契約の轉換をされるお客様の旅行条件

当社は、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。（以下、「通信契約」といいます。）

（1）通信契約についても当社「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」に準拠いたします。

（2）通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社が、e-mail 等の電子承諾通知によることにより通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

（3）インターネット等の IT 関連情報通信技術を利用して旅行申し込みを受ける場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提示したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

21. 個人情報の取扱いについて

（1）当社は、旅行申込みの際に提出された申込書面に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。

（2）お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手紙に必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社では、（1）当社及び当社と提携する会社の商品

やサービス、キャンペーンのご案内。（2）旅行参加後の意見やこ